

議案第25号 住居表示に関する法律第3条第1項の規定による本市における
市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

市民環境部総合窓口課

1 提案する理由

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、住居表示を実施するときは、事前に議会の議決を経て、住居表示を実施する区域を定めるとともに、その区域における住居表示の方法を定めなければならない。

区	域	朝霞市大字根岸の一部、大字台の一部
面	積	約13.5ヘクタール
備	考	令和4年9月に告示された朝霞都市計画地区計画のうち、あずま南地区の地区整備計画に基づき、市街化区域に編入される区域

担当

市民環境部総合窓口課管理係

電話463-2609